

第24回 七飯町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月26日（木）午後7時00分から時分

2. 開催場所 七飯町役場 201会議室

3. 出席委員（14人）

会長	14番	杉村久悦
会長職務代理者	13番	池田泰久
委員	1番	野澤博幸
	2番	平野博章
	3番	神秀子
	4番	澤田雄一
	5番	宮後英子
	6番	宮田学
	7番	小澤大栄
	8番	宮本猛
	9番	千島武
	10番	松田永
	11番	小坂寛和
	12番	山川明

4. 欠席委員（0人）

欠席者 なし

5. 議事日程

報告第1号	違反転用について
議案第1号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
議案第2号	農用地利用集積計画の決定について（所有権移転－農地保有合理化事業）
議案第3号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第4号	土地の現況証明願について
議案第5号	農地移動適正化斡旋申出について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 宏樹 事務係長 安藤 美香 事務係 葛西 佐

7. 会議の概要

事務局長 只今より第24期第24回5月総会を開会致します。開会にあたりまして、杉村会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 【会長挨拶】

それでは一般事項とあわせての動向報告を事務局より内容説明をお願いします。

事務局長 【一般事項・動向報告の朗読】

議長 七飯町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。

本日の欠席委員は、おりません。よって、七飯町農業委員会会議規則第6条の規定により、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員に、8番 宮本猛 委員、9番 千島武 委員の2委員を指名致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

議事録署名委員は、8番 宮本猛 委員、9番 千島武 委員をお願い致します。

会期の決定について、会期は今日1日と致します。

お諮り致します。(異議なしの声)

会期は今日1日と致します。

報告第1号「違反転用について」を上程いたします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【報告第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 1 番 はい。11番 小坂です。この行為については、決して許されてはならないと考えます。まず農業委員としてその認識をしっかりと持ち、こうした行為を見過ごすことのないようにしていきましょう。今回の件に関しては、事務局も大変な思いをされたかと思えます。現状回復がなされたということで、我々も現地の確認をしてきました。[REDACTED]につきましてはズリが押し固められたような状況で、[REDACTED]さんは原状

回復する様子を見ていたそうですが、軽く土をかけた程度でしかなかったとのことでした。ただ、この農地については以前耕作されていた方が農機具の置き場等として利用されていたこともあり、全て撤去した結果がこれであるといった話も違反転用者である法人の方から聞いております。そうした事情を勘案したとしても、到底許される話ではありません。また、違反転用地の隣地を所有する■■■が、違反転用地を自身の所有地であると看板を立てているということもおかしいのではないのでしょうか。現地を確認した委員さん方とも話をし、「これ以上は戻せないだろう」と判断しました。ですが、そもそもこの場所自体、農地として認めたとしても今後も耕作していくことは難しいだろうと思います。少し掘っただけでズリが出てくるような土地ですから。

我々としましては、これで今回農地としたのですから今後も農地として見ていくことが妥当かと考えます。一度、委員全員で確認するのもいいかもしれませんが、恐らく、今後はこういった農地が多く出てくるかと思しますので、ここだけに限った話ではありません。

これを良い経験として、違反転用については未然に防ぐ必要がありますので、農業委員会で対策を練っていきましょう。以上、私からの意見と致します。

議 長 皆さま、今の話に対しご意見、ご賛同はございますか。

6 番 はい。6番 宮田です。小坂委員より意見がありましたが、私も同地区の委員として現地を確認して参りました。経緯等も踏まえ、なかなか問題のある農地だと考え現地の確認へ参りました。

やはり、農地の番人である農業委員会として、農地をよく監視するのも大切な仕事であると強く思いました。また今回の農地以外におきましても、今回同様にいつ何が起こるかわかりませんので、今後は未然に防ぐことができるよう皆さんで力を合わせ、考えていきましょう。以上です。

議 長 皆さんからのご意見にありましており、今回は原状回復となりましたが、その後をどうしていくのかというのは大切なことであるように思います。ここに限った話ではありませんが、我々農業委員は常に農地を見守り、異常が見られれば直ちに情報共有するなど、迅速な行動が重要になると思います。

今回の件に関しましては、未だ看板の撤去がなされないなどの問題も残っているようです。あの看板によって、土地所有者を誤解されている方も多くいらっしゃるとのことですので、早く撤去していただきたいですね。

1 1 番 農業委員会として早急に撤去していただかないと。強く言って。

議 長 そうですね。それは言ってもらって。

7 番 すみません。ひとつ確認させてください。所有者は故人となっているようですが、相続はどうなっているのでしょうか。

議 長 事務局、わかりますか。

事 務 局 事務局で確認した限りでは、まだ相続はなされておられません。現在手続き中などであればわかりませんが。

7 番 今後相続するであろう現経営者は、この土地のこと自体認識していなかったようですね。親が知らぬ間に所有していた農地のことを聞かされ、寝耳に水のような状態で。相続人には何も知らせず、■■■■は勝手に手をつけている状況であると。

先ほどの説明の中で罰則についても触れておりましたが、『所有者等に対して是正勧告を行うことができる』の“等”とは実際に違反転用の作業をしている業者や人に対して勧告できるという意味なのでしょうか。

事 務 局 所有者や相続人が本当に何も知らないということであれば、農地法による指導の前に不法占有として所有者側で訴えを起こすなどの措置を取ることになります。しかし相続人の方は、法人代表者と、故人となった親が親しかったということもあるのか、訴えを起こすことはしたくない、とのことでした。

7 番 そこについては農業委員会が口出しできないということですね。

事 務 局 仰るとおりです。相続人の方に話を伺った際には「■■■■がやっているのだらう」とは言っておりましたが、契約書を交わしたというわけではないようです。

7 番 恐らくはそれで間違いないと思うのですが、そこまでわかっても直接指導することはできないんですね。そこがやはり難しいところですね。

議 長 そこなんです。早い話が、契約書を交わしていない以上、指導は所有者に対してしか行えないという部分なんです。ただ、あの土地については看板まで掲げているわけですから。確かにあの農地の先に、法人が所有している非農地もいくらかあることはわかっているので、その非農地に立っている分には何も言うことはありません。その入り口については所有者が別でありますので、改善命令を出すべきと考えます。しかしながら所有者は

不法占有について何も言わないものですから、看板の撤去についても相続人からしか法人に対して言うことができないということです。ややこしい話ではありますが、現時点で農業委員会は法人に対して改善命令を出す権限がありませんので。

7 番 なんとかその辺りを直接[]に対してできるようにしていただかないと、相続人一人では歯が立たないと思います。まず指導できる立場にないということは理解したのですが、もう少し真剣に策を考えていかなければならないのではと私は思います。

議 長 今後、いくらでもあり得る話ですからね。

7 番 指導していけるようにならなければ、所有者が「知らない」と言い張ればそれで終わりということになりますからね。

議 長 それはそうなのですが、当初は[]が奥の非農地を買い、現所有者がその手前の農地を言うと言った時点で何かあるのだろうなと思っていたところではありました。その後やはりと言いますか、所有者が亡くなった途端に違反転用を始めましたので、それはいかがなものかと。近隣で見ている委員さんがいましたから、今回は完全とはいかないまでも、ある程度の原状回復とすることができました。ただ、やり方としては異常だったように思います。

今回はこのように総会にて報告することになりましたので、記録として残っていきますが、今後は我々も厳しい目で見なければならぬと思っております。また、農地の異変を見かけた際には、逐一連絡をよろしくお願い致します。

それでは、再度お諮り致します。

1 番については、今後も引き続き監視を続けていくということでよろしいですか。(異議なしの声)

1 番については、今後も厳しく監視を続けていくということで、報告済みと致します。

それでは、議案を審議して参ります。議案第1号「農用地利用集積計画の決定について(所有権移転)」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事 務 局 【議案第1号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参りたいと思います。よろしくお願
いします。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで決定と致します。

次に、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転一
農地保有合理化事業）」を上程致します。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 【議案第 2 号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、審議して参ります。よろしくお願
いします。

1 番については、いかがですか。はい、小澤委員。

7 番 7 番 小澤です。売買価格についてなのですが、反当り 50 万とい
うことで書かれていますよね。これは結構高いのではないですか。価格設定は
どういった形になっているのでしょうか。

事務局 はい。価格の設定は通常の利用集積計画による売買と同じように、各地
区の売買実績を目安にしているかと思われま
す。ただ、平成 29 年度の 1
2 月総会にて可決となり、記載の価格にて契約は締結されておりますので、
金額の変更はできないものとなっております。

7 番 中間管理機構が反当り 50 万で買ったから、中間管理機構は反当り 50
万で売るよ、という話なんですね。

事務局 もちろん、前所有者と機構だけで売買価格を決めたわけではなく、今回
買受人となった方とも話をして決めております。

7 番 わかりました。

議長 よろしいですか。それでは再度お諮り致します。

1 番については、いかがですか。(異議なしの声)

1 番については、異議なしということで決定と致します。

次に議案第 3 号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を
上程致します。事務局より内容説明願
います。

事務局 【議案第 3 号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参ります。よろしく
お願いします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

4番については、いかがですか。(異議なしの声)

4番については、異議なしということで、決定と致します。

5番については、いかがですか。(異議なしの声)

5番については、異議なしということで、決定と致します。

なお、6番につきましては議事参与の制限により[]が退席となりますので、
[]をお願い致します。([] 退席)

職務代理 それでは、[]よろしく
お願いします。議案第3号6番について、お諮り致します。

いかがですか。(異議なしの声)

異議なしということで、議案第3号6番については、決定と致します。

[]。([] 入室・着席)

議長 引き続き、議案第3号7番から1件ごとに順次審議して参ります。よろ
しくお願いします。

7番については、いかがですか。(異議なしの声)

7番については、異議なしということで、決定と致します。

8番については、いかがですか。(異議なしの声)

8番については、異議なしということで、決定と致します。

9番については、いかがですか。(異議なしの声)

9番については、異議なしということで、決定と致します。

10番については、いかがですか。(異議なしの声)

10番については、異議なしということで、決定と致します。

11番については、いかがですか。(異議なしの声)

11番については、異議なしということで、決定と致します。

12番については、いかがですか。(異議なしの声)

12番については、異議なしということで、決定と致します。

13番については、いかがですか。(異議なしの声)

13番については、異議なしということで、決定と致します。

14番については、いかがですか。(異議なしの声)

14番については、異議なしということで、決定と致します。
15番については、いかがですか。(異議なしの声)
15番については、異議なしということで、決定と致します。

次に議案第4号「土地の現況証明願について」を上程致します。
調査委員は、平野博章委員、宮後英子委員、池田泰久会長職務代理の3名です。
どなたか、説明をお願い致します。はい、宮後委員。

5 番 それでは、5番 宮後から議案1番について報告いたします。
先般19日、事務局より2名と平野博章委員、池田泰久会長職務代理、私の5人で現地調査を実施致しました。

【1番議案の朗読】

調査の結果、議案1番については、申請のとおり申請地については、「農地【畑】」として判断して参りました。以上、報告と致します。

議長 説明が終わりましたので、審議してまいります。よろしく申し上げます。
1番については、いかがですか。(異議なしの声)
1番については、異議なしということで、決定と致します。当日の調査委員の皆さん、ご苦労様でした。

次に、議案第5号「農地移動適正化斡旋申出について」を上程致します。
事務局より内容説明願います。

事務局 【議案第5号の朗読・説明】

議長 説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。
いかがですか。(異議なしの声)
異議なしということで、議案第5号については決定と致します。

続きまして、その他1番 協議事項 を事務局より説明申し上げます。

事務局長 協議事項は3件でございます。
1件目は、第24期第25回6月総会を令和4年6月27日午後1時30分から開催したいと考えております。
2件目は、土地の現況調査を6月20日午前9時00分から実施したいと考えております。

3件目は、閉会中の令和4年5月27日から令和4年6月27日までの会長、会長職務代理、各委員の出張承認となります。

議長 説明が終わりましたので、1件ごとに順次審議して参ります。よろしくお願ひします。

1番については、いかがですか。(異議なしの声)

1番については、異議なしということで、決定と致します。

2番については、いかがですか。(異議なしの声)

2番については、異議なしということで、決定と致します。

3番については、いかがですか。(異議なしの声)

3番については、異議なしということで、決定と致します。

続きまして、2番その他(1)「七飯町農業委員会令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価〔案〕」について事務局より説明願ひます。

事務局 【内容説明】

説明が終わりましたので、皆様方のご意見を賜りたいと思います。いかがですか。

7番 よろしいですか。今の内容についてです。最後にありました月6日の活動に向けてということでしたが、これは延べ日数ですか。

事務局 均してになりますので、年間の活動日数を平均して月6日の活動となります。

7番 ということは、年間の活動日数は72日と考えてよろしいですか。

事務局 そうなりますね。この新たに設定された点検評価からは採点方式を取ることとなりまして、最低でも6日間の活動をしなければ交付金の対象外となります。ですから、4月に配布させていただきましたオレンジ色の活動の冊子に、活動の記録をする欄がございますのでそちらへの記載をお願い致します。農地の視察等も対象となりますので、日ごろから自作地等の周辺農地に異変がないかなどのご確認をいただいたという記録を残していただければと考えております。

事務係長 補足で説明をさせていただきます。月に6日の活動と説明をさせていただきましたが、6日というのは時間換算ではありませんので、時間に長短

に関わらず、活動いただきました日を一日と数えていただいて構いません。たとえば、農業者の方とお会いした際に農地についての問い合わせに対応した場合にも日数として数えることができます。

7 番 なるほど。一日に何件もこなすということもできるわけですね。

事務局 その通りです。説明が足りず、申し訳ありませんでした。

7 番 はい。ありがとうございます。

議長 それでは再度、皆様方のご意見を賜りたいと思います。
いかがですか。(異議なしの声)
異議なしということで、2番その他(1)につきましては、決定と致します。

その他、委員の皆さんから何かありますか。

それでは、以上をもちまして第24期第24回七飯町農業委員会総会を閉会と致します。

この議事録は、総会の顛末を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年5月31日

議事録署名委員

宮 本 猛

千 島 武